

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	管理部 総務課	H23.4.1	燃料類売買単価契約	・ガソリン 142円/ℓ ・軽油 122円/ℓ (税別)	長崎市元船町2番8号 長崎県石油協同組合 理事長 馬渡 迪裕	平成21年度の地方機関再編により、当振興局は分庁舎方式として業務を遂行しており、公用車を保有する部署が、5機関(5地区)に分かれている。給油について、5機関周辺にガソリンスタンドでなければ、利便性・安全性は図れない。1業者で5機関周辺にガソリンスタンドを配置し、広範囲に給油出来るのは、長崎県下に500もの給油所をもつ長崎県石油協同組合以外になかったため。	第167条の2 第1項 第2号
2	長崎振興局	建設部 道路建設課	H23.4.4	23起単改101-1 主要地方道野母崎宿線道路改良工事 (監督補助業務委託)	13,104,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評価に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工/ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
3	長崎振興局	建設部 道路建設課	H23.4.26	23起単改102-1 一般県道深堀三和線道路改良工事 (監督補助業務委託)	12,012,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評価に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工/ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
4	長崎振興局	建設部 道路建設課	H23.6.17	23起単改第102-10号 長崎振興局建設部積算技術業務委託	10,941,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
5	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.4.1	23長道維3 主要地方道 長崎南環状線交通管理業務委託	7,961,100	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 村井 禎美	主要地方道長崎南環状線の14.3km(7ノブ延長5.1kmを含む)の内、有料区間を除く12.4kmの交通管理を行うものである。当区間は、高度な管理が必要であるながさき女神大橋を含む自動車専用道路と同等の管理が必要である。 ・ながさき女神大橋道路の道路情報板及び大浜トンネル・唐八景トンネル警報板、非常電話受付がながさき出島道路管理事務所で一體的に管理操作されている。 ・長崎県道路公社が出島道路管理とながさき女神大橋の有料区間を管理操作している。 よって、ながさき女神大橋を管理する長崎県道路公社と契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号
6	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.5.13	23単起補補101-1 一般県道長崎式見港線舗装補修工事(九電 自治体管路設置工事)	1,337,028	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社長崎営業所 所長 東 誠二	当箇所は長崎県と九州電力株式会社長崎営業所が自治体管路方式に関する個別協定書(平成13年1月31日締結)に基づき電線地中化を行っている区域である。新規電力供給の申込みがあったため、新たに引込管路の敷設が必要となり、自治体管路方式に関する細目協定書(平成5年3月30日締結)の第5章第19条に基づき、九州電力株式会社長崎営業所に委託工事を依頼するものである。 この委託は、細目協定書に基づき行われるものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さず、相手方も特定できるため。	第167条の2 第1項 第2号
7	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.6.22	23単起補補第101-4号 一般県道長崎式見港線舗装補修工事(NTT 自治体管路設置工事)委託	1,554,000	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州 支店 支店長 山本 隆宣	当箇所は長崎県と西日本電信電話株式会社長崎支店が自治体管路方式による地中化工事に関する個別協定書(平成11年11月4日締結)に基づき電線地中化を行っている区域である。新規通信回線の申込みがあったため、新たに引込管路の敷設が必要となり、自治体管路方式に関する基本協定書(平成11年10月1日締結)の第5条に基づき、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州支店に委託工事を依頼するものである。 今回の検討事項 この委託は、基本協定書に基づき行われるものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さず、相手方も特定できるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.6.17	23長道景第11号 一般国道206号他5線道路除草業務委託	4,671,000	長崎市岡町2-13 社団法人 長崎市シルバー人材センター 理事長 中嶋 隆範	当委託は長崎市琴海地区内の国道及び県道(一般国道206号他5線)の除草業務であり、施工延長は43.65km×2回である。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項」の規定により知事の許可を受けた公益法人であることから、定年退職者等高齢者への就業の機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を(社)長崎市シルバー人材センターへ委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
9	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.7.1	23単起災防第110-2号 一般県道樺島港脇岬線橋梁補修工事(監督補助業務委託)	11,529,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評価に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
10	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.7.1	23単起災防第106-2号 一般国道202号橋梁補修工事(監督補助業務委託)	11,529,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評価に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
11	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.9.28	23単舗補第104-1号 一般国道499号(長崎市民病院前交差点) 電車軌道敷舗装補修工事	31,522,000	長崎市大橋町4-5 長崎電気軌道株式会社 代表取締役社長 松本 容治	本工事は、一般国道499号(長崎市出島町)長崎市民病院前交差点内において、長崎電気軌道敷と交差する箇所の舗装補修工事である。 昭和36年9月2日付け、道発第351号「軌道敷の修繕等の取り扱いについて」の第1条第1項の規定に基づき、軌道敷内の舗装補修工事を実施するものである。 平成5年1月12日付け、建設省経建発第1号「建設工事公衆災害防止対策要綱について」の第4章「軌道等の保全」に基づき軌道経営者に委託するものである。 そのため、長崎県土木部道路維持課は、平成23年8月17日付けで、軌道管理者である長崎県軌道株式会社と基本協定を結び軌道敷の補修の施工を委託することが出来る。 同様に長崎振興局においても、平成23年度は、基本協定にもとづき軌道管理者に工事費を算定させ、施工の委託を行う。	第167条の2 第1項 第2号
12	長崎振興局	建設部 道路維持課	H23.12.15	一般県道長と大橋町線電線共同溝整備工事(通信系引込管路)	1,309,350	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州 支店 支店長 山本 隆宣	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、利用者個々への電線管路の布設のうち官地部を施工するものである。(官地部は電線管理者が施工する。) 新電線類地中化計画においては、引込管路は官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理および路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託契約できることとなっている。(電線共同溝マニュアル) そのため、長崎県土木部道路維持課は、平成19年2月に、電線管理者である、西日本電信電話株式会社と基本協定を結び引込管路工事の施工を委託している。 同様に長崎振興局においても、平成21年度は、基本協定にもとづき電線管理者に工事費を算定させ、施工を委託している。  今回の検討事項 前回同様、この電線共同溝の引込管路工事の委託は、本庁道路維持課の承認も得て、施工管理の円滑化および路面の掘り返しの防止を目的として協定書に基づき行われるものであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さず、相手方も特定できるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.6.8	23長急第9-1号 金堀(5)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	1,881,600	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
14	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.6.28	東立神(5)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	1,113,000	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
15	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.6.28	23長急第7-2号 田中(2)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	3,362,100	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.7.25	23長急第6-2号 真浦(1)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	2,043,300	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囀託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>公共囀託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囀託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約の相手方としては、公囀協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公囀協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「囀託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適している。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
17	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.8.30	23長急第13-3号 小ヶ倉1丁目(4)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	2,256,450	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囀託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>公共囀託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囀託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約の相手方としては、公囀協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公囀協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「囀託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適している。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
18	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.9.7	平間(9)地区急傾斜地崩壊対策工事(分筆登記業務委託)	3,339,000	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囀託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>公共囀託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囀託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約の相手方としては、公囀協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公囀協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「囀託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適している。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.11.17	23長急調第5号 平間唐梅地区急傾斜調査業務委託(分筆登記業務委託)	3,503,850	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囑託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共囑託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囑託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「囑託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
20	長崎振興局	建設部 河川防災課	H23.12.16	23長急第12-2号 戸石毛屋(1)地区急傾斜地崩壊対策工事 (分筆登記業務委託)	1,336,650	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囑託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共囑託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囑託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「囑託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
21	長崎振興局	建設部 ダム室	H23.4.1	23長ダム管第1号 長崎振興局管内ダム管理補助業務委託	12,915,000	諫早市栄田町2-1 特定非営利活動法人 長崎県治水砂防ボランティア協会 理事長 瓜生 宣憲	一般競争入札を行ったが、再度入札においても落札者がなかったため、最低入札者と随意契約を行うことになったもの。	第167条の2 第1項 第8号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	長崎振興局	建設部 ダム室	H23.4.25	23浦ダム調1 浦上ダム資料作成業務委託	1,995,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	<p>本業務は、浦上ダム計画について検証するために設けられた「地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という)の事務運営等に用いる資料の作成及びとりまとめ等を行うにあたり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知、精通した行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。</p> <p>随意契約の対象者として検討をしている「(財)長崎県建設技術研究センター」は、長崎県が設立した法人で、これまで各土木機関より各種説明会、委員会等を受託しているなど実績豊富であり、行政経験、業務継続性等から運営事務業務である本業務の遂行に最も適していると思われる。また、「検討の場」の聴講者や有識者の個人情報を取り扱うため、公益上の守秘性、精通した行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行するため、地方自治法第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
23	長崎振興局	建設部 ダム室	H23.6.14	23本低ダム第5号 本河内低部ダム建設工事(施工実績分析評価業務委託)	9,345,000	東京都台東区池之端2-9-7 財団法人 ダム技術センター 理事長 大町 達夫	<p>本業務の内容においては、(財)ダム技術センターが卓越した専門知識を有し、公的立場で、適切な評価や判断を行うことが可能な唯一の機関であると判断し、下記の事項をすべて満たすことが出来る当機関と随意契約を行うものである。</p> <p>全国のダム事業において、設計施工に関して、行政的、専門的な立場で評価業務を行っており、ダム工事が困難な箇所や特殊な地形・地質を有する箇所で、多数の実績を有している。</p> <p>ダムに関する調査研究を統一行的に行っており、本ダムの有する制約条件や技術的課題に対して、高い技術力や新技術の適用等により適切な対処が可能である。</p> <p>ダム事業(設計・工事等)において、47都道府県の出資により、設立された法人であることから、公的立場でマネジメント(発注者支援)することが可能である。</p> <p>なお、財団法人ダム技術センターは、旧建設省が主体となって昭和57年9月、ダム建設を抱える47都道府県の出資により、ダムの建設技術に特化したシンクタンクとして、設立されたものである。行政的な見地による判断が可能であるとともに、実績経験豊富な技術力、専門知識と施工経験、高度な人的資源を生かして全国450箇所の補助ダムのうち、特にダム建設が困難とされた約300以上のダム建設に技術提案や技術評価を行った実績がある。</p> <p>また、ダム技術に関する調査研究を統一行的に行っており、新技術の提案等高度な技術的課題に対して適切な対処が可能である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
24	長崎振興局	建設部 ダム室	H23.9.27	23本低ダム第12号 本河内低部ダム建設工事(仮設物賃料)	3,360,000	福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号 前田建設工業株式会社 九州支店 執行役員支店長 角田 敏文	<p>19本低ダム第39号本河内低部ダム建設工事(工期:平成20年3月25日~平成23年3月31日、施工者:前田・西海・武藤特定建設工事共同企業体)において設置した進入路仮設構台は、当該工事了後も引き続き利用する必要があり、賃料契約で設置している仮設物については、工事後の賃料についても支払いを行わなければならない。</p> <p>「土木工事標準積算基準書(参考資料)平成23年1月 長崎県土木部」によると、存置した仮設物については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしているため、仮設物の設置を行った共同企業体内、前田建設工業株式会社との随意契約を行うこととした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	長崎振興局	建設部 ダム室	H24.3.23	23本低ダム第25号 本河内低部ダム建設工事(仮設物賃料その 2)	3,360,000	福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号 前田建設工業株式会社 九州支店 執行役員支店長 角田 敏文	19本低ダム第39号本河内低部ダム建設工事(工期:平成20年3月25日~平成23年3月31日、施工者:前田・西海・武藤特定建設工事共同企業体)において設置した進入路仮設構台は、貯水池内に進入するための唯一の箇所であり、当該工事完了後も他の貯水池内工事を行う際の仮設進入路として引き続き利用するため、賃料契約で設置している仮設物については、工事後の賃料についても支払いを行わなければならない。 平成24年度に行われる工事が完了後に撤去を行う予定であり、完了時期は平成24年9月末の見込みである。 「土木工事標準積算基準書(参考資料)平成23年10月 長崎県土木部」によると、存置した仮設物については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約を行うものとしているため、仮設物の設置を行った共同企業体内、前田建設工業株式会社との随意契約を行うこととした。	第167条の2 第1項 第2号
26	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	H23.4.1	22長振長線第3-6号 長崎本線高田・道ノ尾間125k210m付近 高田小学校線跨線橋新設工事	137,359,000	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番 21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池 恒二	本工事は、高田南土地区画整理事業による都市計画道路高田小学校線の道路整備において、主要地方道長崎多良見線(都・高田線)及びJR長崎本線を跨ぐ橋梁新設(跨線橋)工事のうち、橋梁下部工(1基)及び上部工(架設工事)の施工を目的とする。 本跨線橋はJR長崎本線(旧線)を跨いでおり、橋梁下部工の施工は鉄道の上空作業や隣接作業となるため、鉄道施設内への立入・列車の運行管理や保線との調整が不可欠であり、鉄道事業者であるJR九州でしか工事実施が不可能であり、工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
27	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	H23.5.2	23長振長単保第2号 高田南土地区画整理事業に伴う水道管布設 工事委託	3,090,150	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1 長与町 町長 葉山 友昭	完成後の維持管理は、水道法により水道事業の認可を受けている水道事業者(長与町)が行うことになるとともに、工事は水道事業者(長与町)の技術的な監督により施工しなければならないため、水道事業者(長与町)へ工事の委託を行わなければならない。	第167条の2 第1項 第2号
28	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	H23.6.7	23長振長第2-1号 長崎旧線高田・道ノ尾間125k420m付近 (左)張出歩道撤去工事委託	43,366,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社 支社長 江越 善一郎	本工事は、高田南土地区画整理事業による都市計画道路高田線の道路整備において、主要地方道長崎多良見線(都・高田線)工事のうち、現在JR敷地に張り出した歩道を撤去するものである。 張出歩道撤去の施工は鉄道の上空作業や隣接作業となるため、鉄道施設内への立入・列車の運行管理や保線との調整が不可欠であり、鉄道事業者であるJR九州でしか工事実施が不可能であり、工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
29	長崎振興局	建設部 都市計画課	H23.7.12	22線都起第5-55号 浦上川線街路改築工事(仮橋撤去)	12,390,000	長崎市八千代町1-15 株式会社 坂口工業 代表取締役 坂口 正廣	平成22年度浦上川線街路改築工事(幸町2工区)(工期:平成22年5月1日~平成22年11月1日、施工者:株式会社 坂口工業)において設置した仮橋は、当該工事完了後も浦上川線街路事業の工事に用いられ引き続き供用しており、平成23年8月に撤去を予定している。 土木工事積算資料(平成22年度版 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した株式会社 坂口工業と撤去工事に関する随意契約を行うこととなる。	第167条の2 第1項 第2号
30	長崎振興局	建設部 都市計画課	H23.7.27	22線都起第3-16号 高田線街路改築工事(仮設物撤去工)	7,896,000	西彼杵郡長与町本川内郷120-1 株式会社 別所組 代表取締役 別所 栄子	平成22年度高田線街路改築工事(1工区)(工期:平成22年10月4日~平成23年3月31日、施工者:(株)別所組)において設置した仮設物(仮設防護柵)は、当該工事完了後も高田線街路改築工事(法面工)(施工者:(株)ウエ)で引き続き使用しており、完了するまでの間、賃料を支払うとともに、完了後、撤去する必要がある。 土木工事標準積算基準書(参考資料)(平成23年1月 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した(株)別所組と賃料及び撤去に関する随意契約を行うこととなる。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	長崎振興局	建設部 都市計画課	H23.10.5	23都起第3-7号 長崎旧線長与道/尾間12.3km10.0m付近 道路改良工事委託	35,828,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社長崎支社 支社長 江越 善一郎	本工事は、都市計画道路 高田線の整備の一環として、L型擁壁の設置を行うものである。 工事箇所がJR軌道に隣接し、軌道敷内への立ち入りや列車の運行管理・保線との調整が不可欠であるため、九州旅客鉄道(株)長崎支社へ工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
32	長崎振興局	建設部 用地第一課	H23.5.10	一般国道499号道路改良工事に伴う土地鑑定評価	7,026,600	長崎市築町1-19 長崎総合鑑定株式会社 代表取締役 渡辺 泰輔	不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。不動産鑑定業者(渡辺泰輔不動産鑑定士)は、公示価格等に鑑定実績があり、今回鑑定を行う長崎市蚊焼町周辺の事情に詳しく、過去においても鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。以上により、その性質及び目的が競争入札に適さないため、不動産鑑定業者(渡辺泰輔不動産鑑定士)と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
33	長崎振興局	建設部 用地第一課	H23.6.21	一般国道499号道路改良工事地積測量図調査(分筆登記業務委託)	1,090,950	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適している。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
34	長崎振興局	建設部 用地第一課	H23.6.29	一般県道長崎野崎自転車道線道路維持 工事登記事務委託(地積更正登記及び地積 測量図等作成)	2,696,400	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適している。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。 以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、引き続き1者随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	長崎振興局	建設部 用地第一課	H23.9.2	一般県道長崎野崎自転車道線過年度未登記に係る分筆登記事務委託	1,296,750	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共囀託登記 土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	<p>公共囀託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囀託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>契約の相手方としては、公囀協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公囀協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「囀託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げにより支払うこの方法は、理に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
36	長崎振興局	建設部 用地第二課	H23.5.16	猪子平川火山砂防工事に係る不動産鑑定	1,062,600	長崎市上戸石町2130-52 (有)板山不動産鑑定事務所 代表取締役 板山 昌治	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は、国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>板山不動産鑑定事務所(板山鑑定士)は、公示価格等に鑑定実績があり、今回鑑定を行う長崎市京太郎町周辺の事情に詳しく、過去においても鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適さないため、板山不動産鑑定事務所(板山鑑定士)と随意契約を行った。</p>	第167条の2 第1項 第2号
37	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H23.4.1	長崎漁港丸尾町地区 漁港施設管理業務委託	1,014,753	長崎市旭町27-26 株式会社シーマン商会 代表取締役 山下 善治	<p>丸尾町地区漁港施設の管理については、同地区内に当所監視員詰所がなく職員による迅速な対応が困難であるため管理業務の一部を委託している。(株)シーマン商会は、地域の事情や船舶関係の管理に精通し、且つ、区域内にある長崎市の宿泊施設の管理者として24時間体制で管理を行っており、事故等が発生した場合に即時対応が可能である。</p> <p>地域事情、当該業務に精通し且つ24時間体制で管理を行える委託先は他に見当たらないため、1者随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港管課	H23.4.1	長崎港内及び 長崎漁港(三重地区)内海面清掃作業委託	27,117,300	長崎市国分町3-30 長崎清掃協議会 会長 金子 叔司	港湾関係官署と関係事業所を中心に海面清掃を行う任意団体として設立された長崎清掃協議会は、公益的な団体であり、一般企業のような利潤を追求しないため、比較的安価な価格での委託が可能であるため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
39	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港管課	H23.4.1	高島港・港湾緑地管理等業務委託	1,351,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	地元のために設置した港湾緑地を地元市に管理委託するものであり、随意契約相手として適当と判断し、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
40	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港管課	H23.4.1	長崎県営常盤駐車場(南側)機器管理業務委託	1,045,800	福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 アマネットサービス福岡支店 支店長 加倉 広治	当該駐車場はNTT回線を使用した機械警備が出来ない場所であるが、アマネットサービスはPHSを使用した機械警備を行うことができ、かつ非常・緊急時にも即時に対応できる体制がとれているため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
41	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港管課	H23.4.1	長崎港小ヶ倉柳北埠頭 警備業務委託 単価契約	昼間 @1,250 夜間 @1,700	長崎市北陽町934-5 柳ガードサービス長崎 代表取締役 中村 敦志	本業務は、隣接する小ヶ倉柳西・南埠頭の常時警備を行う者が一体的に警備を行うことで最も効率のかつ安価にその目的を達成できるため、指名競争入札により小ヶ倉柳西・南埠頭警備業務委託の請負者となった柳ガードサービス長崎と1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
42	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港管課	H23.4.1	長崎港保安規程改訂業務(松が枝、出島、 柳西・南、柳北)	10,920,000	東京都港区赤坂3-3-5 社団法人日本港湾協会 会長 三村 明夫	本業務は、国際条約に基づいた港湾における破壊行為に対応する(保安計画施設計画含む)を改訂するもので非常に特殊な業務である。 また、保安に関する知識以外にも、港湾施設整備や港湾荷役・港湾情報運営等の港湾全般に対する豊富な知識及び技術を有していることが求められる。 (社)日本港湾協会は保安に関する知識等に加え、これまでに保安規程策定業務を多数受注しているため、機密情報の取扱いに長けていることから、一者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
43	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港管課	H23.4.1	長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷役機械管理業務委託	8,233,260	長崎港コンテナターミナル運営協会 会長 安藤和訓	柳ふ頭はコンテナ荷を扱っており、安全性の確保のためには荷役機械の特殊性や運転業務の技術力など機械及び現場の状況に精通する必要がある。当協会はこれまでもこれらの業務に携わっており、不測の緊急対応が万全であり、他に同様の者が見当たらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
44	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H23.6.23	長崎振興局長崎港湾漁港事務所積算業務委託	1,491,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	本業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
45	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H23.6.24	長崎港地域自立活性化工事(待合スペース 設計委託)	2,541,000	島原市有明町湯江甲263 Inter Media 一級建築士事務所 代表者 佐々木 信明	本業務は、長崎港松が枝地区において、平成24年1月に開設予定の上海航路に伴い必要となる待合スペースに関する設計業務を委託するものである。航路開設が平成24年1月に予定されており、待合スペースの整備に最低でも4ヶ月程度工期が必要であることから、待合スペースの配置を含めた設計を早急に検討する必要がある。また、待合スペースの内装・外装のデザインについては、アーバンデザイン会議で決定している松が枝国際ターミナルと調和を図る必要がある。以上により、検討に緊急を有することから、松が枝国際ターミナルを設計しデザインコンセプト及び施設諸元に熟知したInter Media一級建築士事務所と随意契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H23.7.4	長崎県単調査(岸壁利用検討)	1,050,000	北九州市門司区港町7-8 株式会社 日本海洋科学九州支店 代表者 伊豫谷一成	本業務は、大型船ボイジャー・オブ・シーズ(137,276トン)が長崎港へ入港を計画しているが、同船は長崎港の受入基準を上回っているため、係留施設の安全性等について検討を行うものである。なお、検討に当たっては、船舶の航行や係留索の検討など海事コンサルタントとしての実績を九州で唯一有する㈱日本海洋科学九州支店と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
47	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁課	H23.8.5	長崎地区水産流通基盤整備工事(監督補助 業務委託)	8,736,000	長崎県大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員により判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏洩防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
48	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H23.11.1	長崎港湾漁港事務所港湾工事(監督補助業 務委託)	6,405,000	長崎県大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員により判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏洩防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
49	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H23.12.21	長崎県単調査(係留検討)	1,228,500	北九州市門司区港町7-8 株式会社 日本海洋科学九州支店 代表者 伊豫谷一成	本業務は、大型客船が長崎港の出島岸壁に接岸したときの安全性等について検討を行うものである。なお、検討に当たっては、船舶の航行や係留索の検討など海事コンサルタントとしての実績を九州で唯一有する㈱日本海洋科学九州支店と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
50	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H24.2.9	長崎港自主地域自立活性化効果促進工事 (航行影響調査)	2,257,500	北九州市門司区港町7-8 株式会社 日本海洋科学九州支店 代表者 伊豫谷一成	本業務は、長崎港の港湾計画の改訂に伴う旅客船ふ頭計画(将来のクルーズ客船等の寄港数や施設計画)に基づき、長崎港内の水域利用において、他の利用船舶等との競合等について検討し、その影響を評価するものである。なお、検討に当たっては、船舶の航行や係留索の検討など海事コンサルタントとしての実績を九州で唯一有する㈱日本海洋科学九州支店と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号